

重要事項説明、個人情報使用に関する同意書及び 介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント申込書

- 私及び家族は、本書面に基づき、事業所から重要事項の説明を受け、介護予防サービス、総合事業サービスの提供開始について同意し交付を受けるとともに、個人情報について必要最小限の範囲で使用することに同意いたします。
- また、みなかみ町地域包括支援センターによる「介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント」に申込みいたします。

ご利用者住所 みなかみ町

ふりがな
お名前 _____ 印 電話番号 _____

《代筆の場合》

代筆者の氏名 _____ 印 続柄 ()

住 所 _____ (連絡先)

介護予防サービス・介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託することについて	委託可	委託不可
--	-----	------

みなかみ町地域包括支援センター重要事項説明書

1 事業所の概要

- (1) 事業所名 みなかみ町地域包括支援センター
(2) 所在地 みなかみ町月夜野118番地
(3) 電話番号 0278-62-0540
(4) FAX番号 0278-62-0083
(5) 管理者役職氏名 管理者 板野 佳奈
(6) 介護保険指定番号 104497 (1002700043)
(7) 指定年月日 平成18年4月1日

2 事業の目的と運営方針

(1) 目的

利用者が介護予防に必要な各種サービスを適切に利用できるよう、介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画の作成等を行います。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の希望に基づき、必要なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 利用者の意思に反しサービス利用に特定の事業者によるケアプラン作成が条件となることのないよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービス等を公正中立に行います。
- ④ 障がい者サービスを利用している方が介護保険サービスにかかわるときなど、ケアマネージャーや障がい福祉制度の相談支援専門員と密接な連携につとめます。

3 職員の配置状況

管理者1名、保健師等・主任介護支援専門員等・社会福祉士等を各1名以上配置し合計で5名以上配置する他に介護支援専門員等を数名配置

4 サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能 時間)	営業日	月曜 ～ 金曜 午前8時30分～午後5時30分
	休日	土曜日・日曜日、祝祭日及び国民の休日 年末年始(12月29日～1月3日)
サービス提供 地域	みなかみ町全域	
サービス計画の 決定	事業者は、担当職員を指定し利用者の希望に沿った計画の作成を支援します。計画には、利用するサービスの目標・その達成時期を盛り込み、内容については、利用者の同意を得た上で決定します。	
経過観察・及び 再評価	利用者及び家族と連絡を取り経過の把握に努め、サービス提供事業所との連絡調整を図ります。必要に応じて再評価を行い、計画の変更、要介護認定申請や区分変更申請など必要な対応をいたします。	

<p>担当者の交替等</p>	<p>事業者は、必要に応じ、担当職員を交替することがあります。その場合には不利益が生じないよう十分配慮します。</p> <p>利用者は、担当職員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして担当職員の交替を申し出ることができます。</p>
<p>利用料</p>	<p>基本的に利用者負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。</p> <p>(1) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援費 4, 420円/月</p> <p>(2) 初回加算（初回時のみ） 3, 000円/月</p> <p>(3) 委託連携加算（初回の委託のみ） 3, 000円/月</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 所定単位数に2.1%相当を上乗せ</p>
<p>計画の委託</p>	<p>計画は、地域包括支援センター職員が作成することを基本としておりますが、地域や環境等の理由により他の居宅支援事業所に委託する場合があります。</p>
<p>個人情報の使用に関する事項</p>	<p>1. 使用目的</p> <p>(1) サービスの提供を受けるにあたって、利用者及びその家族、担当職員、サービス提供事業者等との間で必要に応じて開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態・家族の状況を把握するために必要な場合使用します。</p> <p>(2) 上記（1）の他、居宅介護支援事業所又は、サービス提供事業所との連絡調整のために必要な場合使用します。</p> <p>(3) 利用者が、病院へ通院・入退院、あるいは救急搬送された場合等で医療機関や関係機関と連携する必要がある場合に使用します。</p> <p>2. 使用する個人情報</p> <p>(1) 介護保険認定情報等（認定結果・認定調査票・主治医意見書・認定調査会意見）</p> <p>(2) チェックリスト結果等（事業対象者情報・事業対象者健診結果等）</p> <p>(3) 基本情報シート・アセスメント</p> <p>(4) 経過記録</p> <p>(5) サービス利用計画書及び評価</p> <p>3. 個人情報を提供する事業所等</p> <p>(1) 計画に掲載されているサービス事業所</p> <p>(2) 受託した居宅介護支援事業所</p> <p>(3) 病院又は診療所等（体調不良・ケガ・救急搬送等で診療することとなった場合等）</p> <p>(4) 専門職等（アセスメントや計画に対し専門的意見をもらう場合）</p> <p>(5) 利用者が要介護と認定され、担当を引き継ぐ居宅介護支援事業所等</p> <p>4. 使用する期間</p> <p>サービス提供終了までの期間及び緊急時等</p>

	<p>5. 使用する条件</p> <p>(1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。</p> <p>(2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。</p>	
<p>苦情・相談対応窓口の名称、連絡先及び対応時間</p>	<p>事業所に設置された苦情・相談対応窓口</p>	<p>みなかみ町地域包括支援センター 連絡先電話番号 62-0540</p>
	<p>行政機関に設置された苦情・相談対応窓口</p>	<p>みなかみ町介護福祉課 高齢介護係 連絡先電話番号 25-5012</p>
	<p>国保連苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情相談窓口）</p>	<p>群馬県国民健康保険団体連合会 連絡先電話番号 027-290-1376</p>
<p>損害賠償責任</p>	<p>事業者は、業務遂行上事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害賠償責任を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。</p>	
<p>事故発生時の対応</p>	<p>担当職員は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。</p>	
<p>秘密の保持</p>	<p>担当職員は、業務上知り得た利用者やその家族に関する秘密を正当な利用なく第三者に漏らしません。ただし、サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合には、事前に同意を得た上で個人情報を使用させていただきます。</p>	
<p>ハラスメント防止</p>	<p>事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者及び家族が事業所に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。</p>	
<p>虐待の防止</p>	<p>事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため職員に対する研修の実施、苦情解決体制の整備、虐待防止のための対策委員会の設置等、虐待防止に必要な措置を行います。</p>	
<p>身体拘束の禁止</p>	<p>身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、事業者及び介護支援専門員は利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束禁止のための措置を講じます。</p>	
<p>業務計画の策定について</p>	<p>(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護予防居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p> <p>(2) 職員に対し、業務継続計画について、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。</p>	

サービス提供の終了について	サービスの提供が終了する場合	(1) 利用者が要介護と認定された場合、あるいはチェックリストで非該当となった場合 (2) 利用者がグループホーム等に入所した場合 (3) 利用者が他の市町村に転出した場合 (4) 利用者が死亡した場合
	利用者による解約の場合	事業者が故意又は過失により利用者若しくはその家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った等の場合、サービス提供の利用を解約することができます。
	事業者による解除の場合	事業者は、利用者又は、その家族が担当職員等に対して、生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等の場合、文書で通知することにより、サービス利用の提供を解除することがあります。
事業対象者に関する事項	チェックリストで「事業対象者」となった人は、総合事業のサービスを継続的に利用できますが、介護保険サービスを希望する場合、要支援・要介護認定申請をする必要があります。申請の結果が「非該当」となった場合でも、「事業対象者」として継続しますので、再度契約書類を提出することなく、引き続き総合事業のサービスを利用することができます。	

本書面に基づいて、重要事項の説明を行い、内容を確認していただきました。

令和 年 月 日

説明者

所在地 みなかみ町月夜野 118 番地

事業所名 みなかみ町地域包括支援センター

説明者氏名

印